

# 地域防災計画

## 概要版



## 1 橋本市地域防災計画とは

### 1-1 計画の目的

この計画は、災害から市民の生命・身体・財産を守るために、橋本市防災会議が策定した市の基本的な防災計画です。

市や県、関係機関がそれぞれの役割を果たしながら、災害の予防、発生時の対応、復旧・復興までを総合的に進めていくための指針となるものです。

### 1-2 計画の構成

#### 橋本市地域防災計画

- 第1編 総則
- 第2編 災害予防計画
- 第3編 地震災害応急対策計画
- 第4編 風水害応急対策計画
- 第5編 災害復旧計画・復興計画
- 第6編 南海トラフ地震防災対策推進計画
- 資料編

市の計画的な防災活動の推進と  
住民を災害から守る計画です



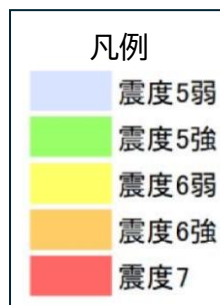
橋本市  
マスコットキャラクター「はしぼう」

## 2 総則（被害想定）

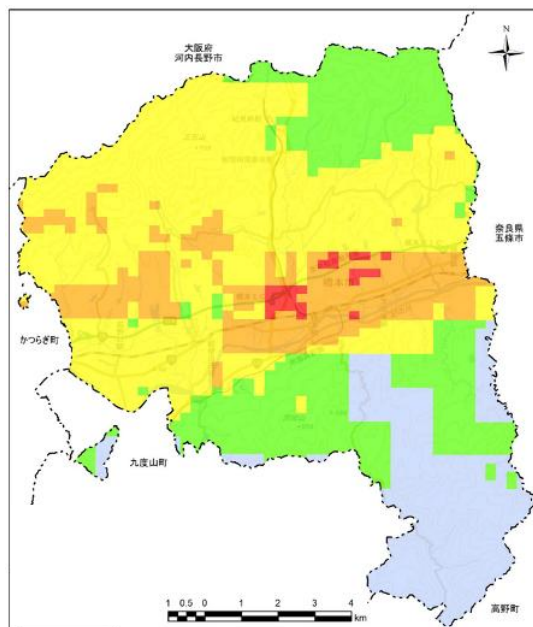
### 2-1 地震

地震被害の想定地震は、次の3つの地震です。

- ・中央構造線断層帯地震
- ・南海トラフ巨大地震
- ・東海・東南海・南海3連動地震



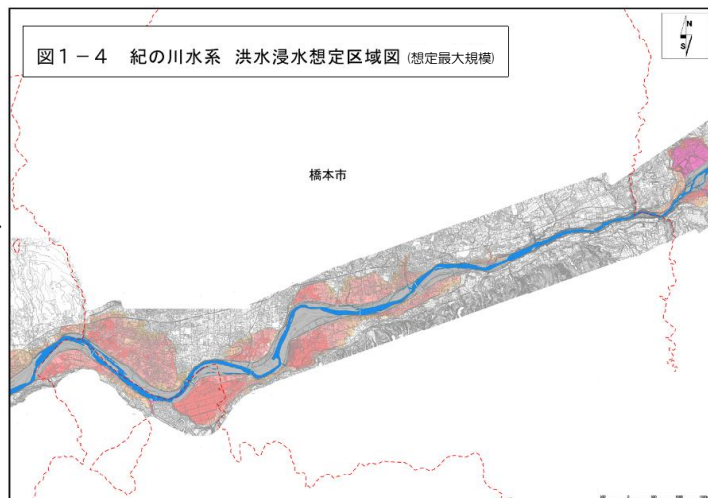
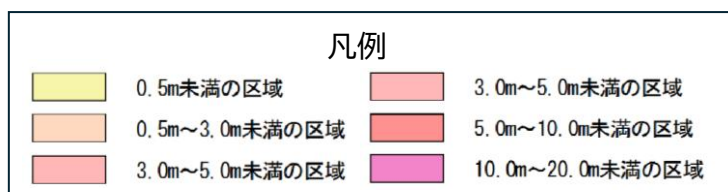
中央構造線断層帯・震度分布図



### 2-2 風水害

紀の川沿いの地区では、紀の川が氾濫した場合、5～10メートル程度の浸水が想定されている箇所もあります。

上記の浸水深では、建物の3階部分まで、水に浸かってしまうおそれがあります。



# 3 災害予防計画



## 3-1 市民のとりべき措置

災害に備えて、平時から下記の準備を行いましょう。

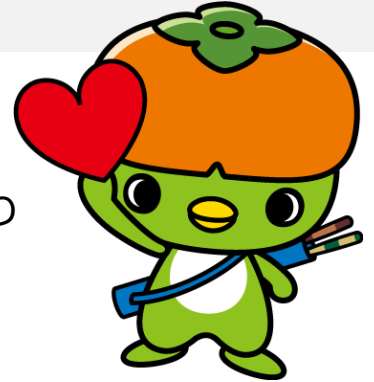
### 平常時の心得（準備）

- (1) 食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレトーパー等の備蓄  
〔家庭においては消費しながらの備蓄（ローリングストック）  
を行い1週間分程度とする〕
- (2) 非常持ち出し品の準備
- (3) 避難路、避難場所及び所要時間の把握
- (4) 災害時の家族内の連絡体制の確保
- (5) 避難に備え「いつ・何をするのか」を時系列に整理した「防災  
マイタイムライン」の作成
- (6) 避難所運営の方法
- (7) 要配慮者の所在把握
- (8) 家庭動物との同行避難の方法や受け入れる避難所の場所、避難  
所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等  
の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
- (9) 正確な情報の入手方法（防災はしもとメール、個別受信機 等）
- (10) 自動車へのこまめな満タン給油

## 3-2 要配慮者対策

### ■避難行動要支援者名簿等の更新

名簿は定期的に見直し、最新の内容を保ちます。あわせて、情報は適切に管理します。



### ■個別避難計画の作成

市は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化やハザードマップの見直し、災害時の避難方法の変更を適切に反映するため、必要に応じて更新します。

また、庁舎が被災した場合でも計画の活用を支障が生じないように、個別避難計画情報を適切に管理します。

## 3-3 食糧及び生活必需品等の確保

市では、避難生活に必要な物資を備えています。

### 主な備蓄物資

- ・快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ・簡易トイレ
- ・適温の食事のための炊き出し用具
- ・安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド
- ・プライバシー確保のためのパーティション
- ・マスクや消毒液 等
- ・米、粉ミルク 等
- ・トイレットペーパー、生理用品、紙おむつ 等



# 4 地震・風水害応急対策計画

## 4-1 警戒レベルを用いた防災情報の提供

災害の危険度を直感的に理解できるように、避難情報や防災気象情報を5段階の「警戒レベル」で提供します。



警戒レベル	状況	避難情報	市民がとるべき行動
5	災害発生 または切迫	緊急安全確保	<p><b>命の危険、直ちに安全確保！</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル5は、すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。</li> <li>警戒レベル5の緊急安全確保の発令を待ってはいけません！</li> <li>ただし、警戒レベル5は、市が災害の発生・切迫を把握できた場合に、可能な範囲で発令される情報であり、必ず発令される情報ではありません。</li> </ul>
4	災害の おそれ高い	避難指示	<p><b>危険な場所から全員避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル4の避難指示は、立退き避難に必要な時間や日没時間等を考慮して発令される情報で、発令された際には、危険な場所から避難する必要があります。</li> </ul>
3	災害の おそれあり	高齢者等避難	<p><b>危険な場所から高齢者等は避難</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒レベル3の「高齢者等」には障害のある人や避難を支援する者も含んでいます。</li> <li>さらに、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、発令された際には、自主的に避難するタイミングです。</li> </ul>
2	気象状況 悪化	—	<p><b>自らの避難行動を確認</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。</li> </ul>
1	今後気象状況 悪化のおそれ	—	<p><b>災害への心構えを高める</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。</li> </ul>

## 4-2 避難所の開設及び運営

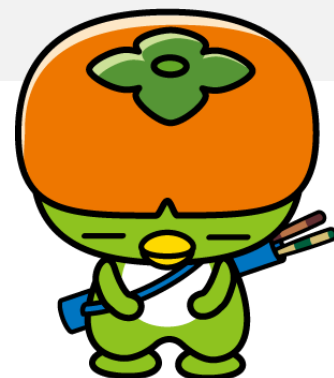
### ■避難所の開設

災害により避難が必要となった場合、市が拠点避難所を開設し、避難者を受け入れます。

### ■避難所の運営

避難所を円滑に運営するためには、地域の皆さんの協力が欠かせません。そのため、避難所運営委員会を設置し、自主防災組織などの地域代表者、避難者、施設管理者、市職員が協力して運営します。

開設や運営の具体的な手順は、「拠点避難所運営マニュアル(大規模避難所・小規模避難所)」に基づいて行います。



# 5 災害復旧計画・復興計画

災害後、最も大切なのは、被災された方が安心して生活を立て直すことです。市は、国や県と連携し、次のような支援を行います。

#### ・税金の申告期限延長や減免措置

生活再建期の経済的負担を軽減します。

#### ・生活保護などの支援

困りごとを抱える方が孤立しないよう支援します。

#### ・保護者を失った児童への支援

子どもが安心して成長できる環境を守ります。

#### ・就職のあっせんや職業訓練

被災により仕事を失った方が、早期に働ける環境を整えます。



# 6 南海トラフ地震防災対策推進計画

「南海トラフ地震臨時情報」は、大きな地震の可能性が平常時より高まったときに、気象庁が発表する情報です。

発表された場合は、国や自治体の呼びかけに応じて、落ち着いて防災行動をとりましょう。

## 南海トラフ臨時情報が発表されたら、、、

- すぐに逃げられるように、枕元に、くつやヘルメット、非常持ち出し品を置いておきましょう。
- 高いところには、物を置かないようにしましょう。
- 家具の固定状況の点検や非常持ち出し品の確認など、できる備えを進めましょう。



## 南海トラフ地震臨時情報

発表条件

- 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
- 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合

キーワード

調査中	■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
巨大地震警戒	■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合</li> <li>■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合</li> <li>■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合</li> </ul>
調査終了	■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

気象庁HPより抜粋

# 7 資料編

各避難所の避難対象地域や、風水害時・地震時の利用可否については、市ホームページでご確認ください。

※必ずしも避難所へ行く必要はありません。安全に避難できる場所へ避難してください。

災害発生時、避難所の混雑情報が確認できます。



拠点避難所	拠点避難所
橋本高等学校	ひこばえの里
東家体育館(旧市立橋本小学校)	谷奥深集会所
橋本中央中学校／橋本小学校	学文路小学校
古佐田区民会館みんなの家	清水小学校
西部小学校	高野口小学校
旧西部中学校体育館	橋本市産業文化会館
紀北工業高等学校	高野口中学校
城山小学校	伏原体育館
紀見東中学校	応其小学校
紀見小学校	伊都中央高等学校
境原小学校	旧信太小学校体育館
柱本小学校	高野口山村体験交流促進センター
三石小学校	紀見地区公民館
紀見北中学校	学文路地区公民館／学文路東体育館
旧兵庫幼稚園／兵庫・河瀬会館	中央公民館
隅田中学校	恋野地区公民館
隅田小学校	隅田地区公民館
あやの台小学校	紀見北地区公民館
山内防災センター	山田地区公民館
恋野小学校	高野口地区公民館

橋本市地域防災計画 概要版 令和8年3月 発行

橋本市 危機管理室  
 〒648-8585 和歌山県橋本市東家一丁目1番1号  
 TEL：0736-33-1111（代表）  
 【危機管理室ホームページ】



橋本市 危機管理室

検索